

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月24日

さいたま市人事委員会委員長

白鳥 敏男

さいたま市人事委員会規則第9号

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての審査請求に関する規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（文書の送付） 第13条 [略] 2 前項の場合において、文書の送付を受けるべき者の所在が知れないときその他文書を送付することができないときは、<u>公示の方法によって文書の送付に代えることができる。</u></p> <p>3 <u>前項の公示の方法は、人事委員会を送付する文書を保管し、いつでもその送付を受けるべき者に交付する旨又はその内容の要旨について、さいたま市行政手続条例（平成13年さいたま市条例第22号）第15条第4項の規定の例による措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該文書がその者に到達したものとみなす。</u></p>	<p>（文書の送付） 第13条 [略] 2 前項の場合において、文書の送付を受けるべき者の所在が知れないときその他文書を送付することができないときは、<u>人事委員会が当該文書を保管し、いつでもその送付を受けるべき者に交付する旨又はその内容の要旨を公示することをもって文書の送付に代えることができる。この場合においては、その公示をした日から起算して2週間を経過した日に当該文書の送付があったものとみなす。</u></p>

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。